

地域による障害児通所支援事業所の課題

飯田敏貴¹⁾、世良彰康¹⁾、大坂浩一¹⁾、加埜瑞絵¹⁾、錦織雅美¹⁾、佐藤拓也²⁾

- 1) 合同会社 北海道療育研究所 こども支援ルーム
- 2) 北海道千歳リハビリテーション学院 作業療法学科

【はじめに】

平成24年4月の児童福祉法改正以降、特に発達障害を対象とした障害児通所支援事業所は全国的に増え続けている。今回、転居により小都市（A市）、および大都市（B市）にて児童発達支援事業所（以下、事業所）の利用を経験している児の母親よりお話を伺い、大都市部における療育支援体制の課題について考察する機会を得たので以下に報告する。本報告に際して母親に口頭で説明し、文書で同意を得ている。

【母親から聴取された結果】

B市での事業所の利用上の体制について、A市と異なる主要な点として以下が聴取された。まず、利用開始までにB市では相談支援事業所を通すと1~2ヶ月を要するため、直ぐに利用できるセルフプランによる利用を選択した。希望する事業所は母親自身で探し、利用計画案を作成する必要がある。また、利用開始後の養育相談という点では、関係する各機関に対して母親自らが児の現状を説明したり、情報収集したりする必要があるなど、気軽に相談できない体制であることが聴かれた。

【考察】

今回の結果から、セルフプランによる事業所の利用は、母親にとっては利用開始までの負担や、開始後の養育相談が容易ではないなどの問題が改めて確認された。事業所側としても、療育方針などを関係機関が相互に協議し、共有する公的な場がない状況にある。また、利用者の居住地域により、セルフプランの選択を余儀なくされる事も確認された。背景の一つとして、大都市のような地域では窓口となる相談支援事業所の数や、十分な知識・経験を有する相談支援専門員が不足していることが考えられる。こうした地域における事業所は、今回、聴取されたような養育者の負担や関係機関の連携の困難さについて改めて認識する必要がある。また、今後の課題として、母親同士が悩みを共有し繋がりを持てる場の提供や、他機関との積極的な情報交換など連携を密にしていく取り組みが必要であると考えられた。